

# ★助成金新規申請(助成対象承認申請)をする方へ 都市防



助成対象承認申請書の提出時、以下の書類をあわせてご提出ください。

□印の書類は必須です。□印の書類は該当する場合提出。※印の書類は除却費助成を受ける場合提出。

<input checked="" type="checkbox"/> 印	最初にチェック (以下の全てを満たす方が対象)	
	助成対象承認申請書提出日から工事着手日まで概ね 15 営業日以上確保している	
	申請者(建築主)は個人または中小企業者であり、かつ計画建物(新築建物)は販売目的でない	
	計画建物は2階建て以上であり、かつ高さ5m以上(羽田地区)、7m以上(補助29)である	
	国、都、区の他の助成金・補助金・負担金・補償金を受けて建てる建築物でない	

<input type="checkbox"/> 都市防災不燃化促進助成 助成対象承認申請書(第1号様式) ◎	
	<input type="checkbox"/> 消費税仕入税額控除確認書 ◎ 助成対象に消費税を含める理由等の確認書
現況・除却工事に関する書類	<input type="checkbox"/> 案内図 住宅地図等に対象場所を示したもの
	<input type="checkbox"/> 除却計画図※ 除却建築物の位置、形状、敷地範囲、接道を図示。延床面積(現況)、写真撮影方向を明記
	<input type="checkbox"/> 現況写真(2方向以上) 除却建築物の全体、立地、接道が分かるもの 建築物の3面がわかるよう、2枚以上撮影してください。(更地から建築する場合は更地2方向の写真)
	<input type="checkbox"/> 除却工事見積書の写し※ 建築物の除却工事面積(延床)が明記してあるもの 除却建築物の延床面積(現況)と整合していること
	<input type="checkbox"/> 除却工事工程表※ 着工日、完了日を明記 対象承認申請から大田区の助成対象承認通知まで15営業日かかる場合がありますので、着工日に余裕を持った計画としてください。
	<input type="checkbox"/> 解体工事施工業者誓約書※ ○ 解体工事施工業者に、法令遵守、近隣住民配慮のうえ解体工事を施工する旨の大田区への誓約書を作成していただき提出。
	<input type="checkbox"/> 解体工事業者の建設業許可証の写し※ 解体工事施工業者に「建設業許可証」「解体工事業登録証明書」または許可(登録)通知書の写しを作成していただき提出。
土地・建物の証明	<input type="checkbox"/> 除却建築物の建物全部事項証明書※ 建築物の所有者、築年、構造、延床面積が確認できるもの。コピー可 建物未登記や築年記録がない場合は、建物の固定資産評価証明書、家屋課税台帳(補充)で確認できる場合があります(応相談)。
	<input type="checkbox"/> 土地全部事項証明書 除却(計画)建築物所在地(地番)の土地全部事項証明書(コピー可) 借地や他の共有者がいる場合は土地所有者同意が必要(「その他必要書類」参照)。
	<input type="checkbox"/> 公図の写し 当該土地の場所を赤枠で囲う等明示してください。コピー可
計画建物に関する書類	<input type="checkbox"/> 地区計画適合通知書の写し 羽田地区の場合、適合通知書(区長印が押されているもの)を提出
	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し 建築基準法第6条第1項(または第6条の2第1項)の規定による確認済証
	<input type="checkbox"/> 建築確認申請書副本の写し 第1面から第6面まで。消防署の受付印があるもの
	<input type="checkbox"/> 配置図 建築物の位置、敷地範囲、道路に面する垣柵など外構計画等を図示。事業区域(羽田バス通り:道路境界から12m/重点整備路線沿道:道路中心から15m/補助29:道路計画線から30m)の境界線を記入。羽田地区で道路に面して垣柵等設置の場合、地区計画適合(高さ等)を図示。
	<input type="checkbox"/> 各階平面図 ガス漏れ防止策として「マイコンメーターの設置」を明示 道路に面する開口部にバルコニー等がない場合は「外側網入りガラス」を明示 助成対象床面積部分を明記(赤枠で囲う) 住宅型不燃建築物助成を受ける場合は、標示板の位置を明示
	<input type="checkbox"/> 立面図 「高さ」を表示(羽田地区:5m以上 補助29沿道地区:7m以上)
	<input type="checkbox"/> 内部仕上表(火気使用室、階段室、廊下等) 室内の天井、壁の仕上材は不燃材・準不燃材とする。品番、不燃(準不燃)材料の品番(NM-○○○○、QM-○○○○)を明示
	<input type="checkbox"/> 求積表 「延床面積の求積図」「助成対象床面積の求積図」を作成してください。ピロティ、外階段等部分とその上層部分は助成対象床面積から除外されます。算定方法等詳細は事前にご相談ください。
	<input type="checkbox"/> 建築工事工程表 着工日、完了日を明記 除却費助成を受ける場合、除却工事工程表と一体で作成しても結構です。更地からの建築の場合、対象承認申請から大田区の助成対象承認通知まで15営業日かかる場合がありますので、着工日に余裕を持った計画としてください。

※◎印: 大田区指定様式

○印: 大田区参考様式あり(大田区HP参照)

# ※1面から続く

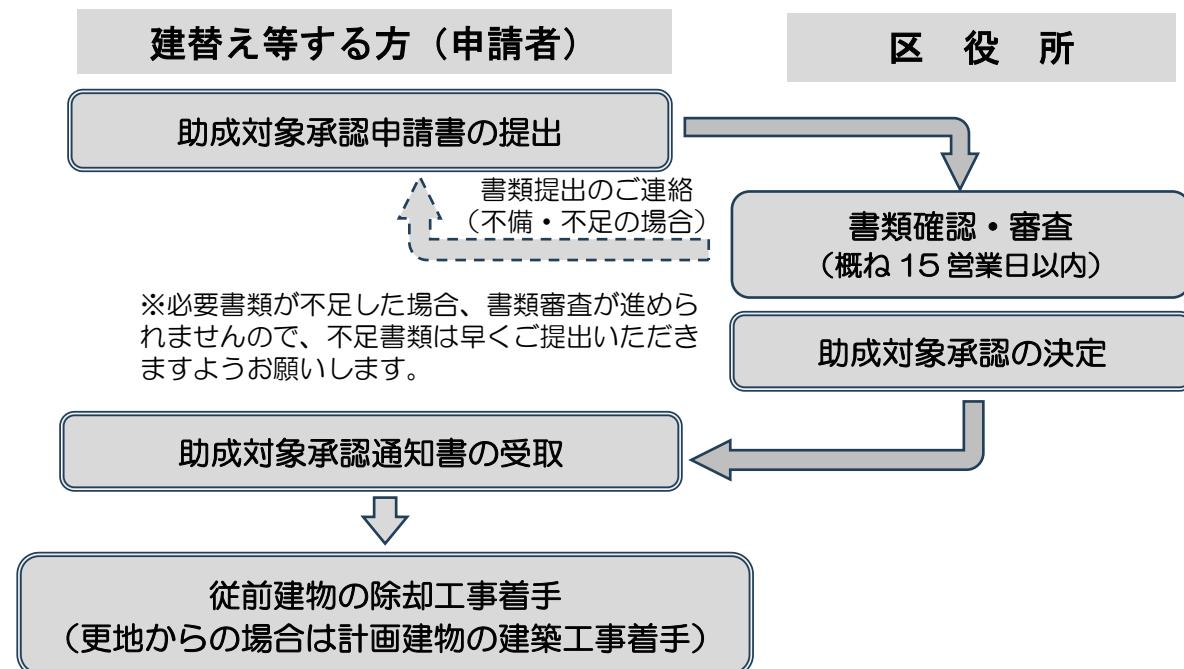
その他必要書類	<input type="checkbox"/> 助成承認建築物調書	◎	
	<input type="checkbox"/> 緑化計画図	○(記載例)	敷地面積 100 m <sup>2</sup> 以上の場合は、緑化計画を作成してください。
	<input type="checkbox"/> 住宅型不燃建築物誓約書	◎	住宅型不燃建築物助成を受ける場合提出
	<input type="checkbox"/> 申請者の住民税納税 (または非課税) 証明書		今年度または前年度の証明書 ※納期到来分の未納がないこと
	<input type="checkbox"/> 申請者の住所を証するもの		仮住居・動産移転助成を受ける場合、住民票写し等を提出
	<input type="checkbox"/> 土地所有者建築同意書	○	土地が借地・共有の場合の同意書(土地所有者が作成)
	<input type="checkbox"/> 未登記建築物所有申出書	○	除却建物が未登記の場合の申出書(申請者が作成)
	<input type="checkbox"/> 除却同意書(共有・親族所有)	○	除却建物が共有・親族名義の場合の同意書(共有者・親族作成)
	<input type="checkbox"/> 除却同意書(相続未済)	○	登記簿上の除却建物所有者の相続登記が済んでいない場合の同意書(相続人作成)
	<input type="checkbox"/> 中小企業基本法に規定する中小企業者であることを証するもの		申請者が中小企業者の場合、法人登記事項証明書等を提出
	<input type="checkbox"/> 委任状兼同意書(申請提出代理人)	○	代理者が申請手続きをする場合の委任状(申請者が作成)

※◎印: 大田区指定様式 ○印: 大田区参考様式あり(大田区HP参照)

※除却工事のスケジュール早めで建築確認済証が間に合わない場合は、除却工事のみ先に「不燃化特区老朽建築物除却助成」で実施し、建替えを後で「都市防災不燃化促進助成」で実施できる場合があります。お早めにご相談ください。

※「共同建築助成」「協調建築助成(大都市型含む)」の場合、別途必要な書類があります。詳細はお問い合わせください。

## ★助成対象承認申請後のお手続きについて(除却工事等開始まで)



※除却工事等の着手前に大田区への申請・承認通知が必要です。お早めに事前相談お願いします。

## ★制度全般に関する注意事項

助成金の承認申請から交付までの間に翌年度にまたがるものについては、議会が翌年度予算を承認後、助成金の完了手続きを行うまで交付は確定しませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1338(直通)